平成２４年（フ）第１１５０号
広島県東広島市黒瀬町宗近柳国319番地
破産者　株式会社谷好工業
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３６８号
横浜市西区南幸２丁目17番９号
破産者　グレイス建物株式会社
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６８号
横浜市青葉区美しが丘４丁目24番地23
破産者　株式会社有本俊一事務所
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６４号
横浜市港南区港南台２丁目１番10―701、商業登記簿上の本店所在地横浜市栄区長沼町143番地
破産者　栄光電子サービス株式会社
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６５号
岐阜県各務原市蘇原菊園町１丁目44番地　ハイツ菊園203
破産者　鷲見　靖彦
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５５号
茨城県潮来市日の出５丁目７番地１　Ｉ棟
破産者　ワークスタッフこと　髙田　　修
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６３号
岐阜市西改田字米野91番地１　パナハイツ森107号室
破産者　早川　智唯
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１号
岡山県苫田郡鏡野町奥津55番地
破産者　有限会社河鹿園
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第２４７号
愛媛県松山市西垣生町921番地１
破産者　株式会社シティーライフ建設
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５５号
最後の住所愛媛県今治市菊間町浜920番地
破産者　亡澤井ヒロ子相続財産（開始決定時の氏名澤井ヒロ子）
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第２４号
秋田県北秋田市綴子字太田屋敷後112番地
破産者　株式会社ロベール
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１０９５５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東２丁目５―10、開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸99―31
破産者　黒川　岩雄
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４２２号
神奈川県秦野市南矢名1879　コーポ小沢Ａ―208
破産者　宮崎　亮他
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５４９号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目８―53―111、開始決定時の住所東京都江戸川区西一之江１丁目６－２―307
破産者　須釜　郁子
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１９号
東京都墨田区太平２丁目14番12号
破産者　株式会社西武第一興産
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２０号
千葉県佐倉市ユーカリが丘７丁目36―10
破産者　梶山　和秀
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３７号
埼玉県本庄市児玉町児玉1648―２
破産者　武政　光司
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２５号
東京都渋谷区猿楽町９番８号
破産者　株式会社アリソン
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０７号
東京都葛飾区西水元５丁目17番10号
破産者　株式会社丸熊運輸
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０８号
東京都葛飾区西水元５丁目16―20―502
破産者　熊倉　　弘
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５３１号
東京都北区滝野川７丁目50番15号　永谷マンション102
破産者　有限会社フーズプランニング
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５３２号
東京都目黒区祐天寺１丁目22―４―304
破産者　渡邊　昌一
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部